

「秋田内陸線利活用促進」出前講座 実施要項

1 趣 旨

人口減少、少子化などの環境下にあっても、秋田内陸線を将来にわたって維持していくため、秋田内陸線の歴史や直面している課題等に対する沿線住民の理解と秋田内陸線の積極的な利用を促すために出前講座を実施する。

2 内 容

- ・秋田内陸線の歴史、直面している課題
- ・秋田内陸地域公共交通連携協議会（以下「協議会」）の取組
- ・秋田内陸線の利活用の方法（通勤、通学など）
- ・グループワーク（実施の有無は、申込後相談により決定） 等

3 対 象

原則として、北秋田市及び仙北市に所在する各種団体、学校、PTA、企業等が実施する学習会等を対象とする。参加人数による制限は特に定めない。

なお、年度内に複数回申し込むことは、原則として認めない。

また、開催する学習会等が営利を目的としている場合は対象外とする。

4 講 師

協議会職員とする。秋田内陸縦貫鉄道株式会社社員（代表取締役社長含む）をサブ講師として派遣することもできる。

ただし、同社社員の都合が付かない場合においては派遣を出来ない。

5 実施期間及び時間

(1) 期間

令和5年4月から令和6年3月

(2) 時間

45分程度を目安とし、原則として職員の勤務時間内に実施する。

6 経 費

職員の派遣に要する経費、教材代は、協議会が負担する。

ただし、会場借上料など会場設営に関する経費は申込者の負担とする。

7 会 場

会場の確保や設営、必要な備品の準備については申込者が行うものとする。

8 申 込 方 法

(1) 協議会に、電話、メール、FAX等であらかじめ日程、場所、参加人数、秋田内陸縦貫鉄道株式会社社員の派遣等の希望を伝え、実施可能か相談する。

(2) 日程等の調整後、別紙「秋田内陸線利活用促進出前講座申込書」を協議会に郵送、メール、FAX等で提出する。

9 申込期限

原則として、実施予定日の1か月前までとする。

10 その他

- ・講座終了後に、別途アンケートへの回答を依頼する。
- ・講座内容の録画・録音やインターネットによる配信及び配付資料の二次利用については、原則として認めない。
- ・講座の様子を撮影した写真を、広報等のため使用する場合がある。
- ・応募に際して得た個人情報は、出前講座実施のためにのみ使用し、その他の目的には使用しない。

11 お問い合わせ・申込先

秋田内陸地域公共交通連携協議会（北秋田市総務部内陸線再生支援室）

住所 〒018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1

電話 0186-82-2114 / FAX 0186-82-3767

メール nairiku@city.kitaakita.akita.jp